



# 自家発電ゼミナール ⑬

## 大気汚染防止法令により非常用施設として取扱われる 非常用自家発電設備について

Q1

3月号の自家発電ゼミナール⑫で、昨夏の東京電力管内等での電力需給対策としてピークカット用に使用された非常用自家発電設備は、環境省の通知により「非常用施設」として見なされ、ばい煙の排出基準の適用が猶予されたとの説明がありました。非常用施設に対するこの取扱いの法令上の根拠について、教えてください。

A1

「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和62年総理府令第53号）」により、次のとおり非常用施設については、ばい煙の排出基準の適用が猶予されています。

- 1 （省略）
- 2 大気汚染防止法施行令別表第1の29項に掲げるガスタービン又は同表の30の項に掲げるディーゼル機関のうち専ら非常時において用いられるもの（以下「非常用施設」という。）については、第3条から第5条まで及び第7条の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 非常用施設が設置される工場又は事業場であって、大気汚染防止法（以下「法」という。）第5条の2第1項に規定する特定工場等（以下「特定工場等」という。）となるものの規模を定める場合における第7条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「ばい煙発生施設」とあるのは「ばい煙発生施設（令別表第1の29の項に掲げるガスタービン及び同表の30の項に掲げるディーゼル機関のうち、専ら非常時において用いられているものを除く。）」とする。
- 4 非常用施設が設置されている工場又は事業場であって、特定工場等となるものに係る第7条の3及び第7条の4の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「ばい煙発生施設」とあるのは「ばい煙発生施設（令別表第1の29の項に掲げるガスタービン及び同表の30の項に掲げるディーゼル機関のうち、専ら非常時において用いられているものを除く。）」とする。
- 5～12 （省略）

○大気汚染防止法施行令別表1（1項～28項、31項及び32項省略）

29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	

注：ばい煙発生施設としての規制を受けるガスタービン、ディーゼル機関

○大気汚染防止法施行規則

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 第3条（いおう酸化物の排出基準）      | 第4条（ばいじんの排出基準） |
| 第5条（有害物質の排出基準）        | 第7条（特別排出基準）    |
| 第7条の2（特定工場等の規模に関する基準） | 第7条の3（総量規制基準）  |
| 第7条の4（窒素酸化物の総量規制基準）   |                |

**Q2**

どのようなものが非常用施設に該当するのか教えてください。

**A2**

非常用施設の取扱いを定めた「ガスタービン、ディーゼル機関に係る規制に当たっての留意事項について（昭和62年11月6日、環大規第237号）」により、次のとおりとされています。

第1 非常用施設の取扱いについて

- 1 改訂府令に規定する非常用施設（以下「非常用施設」という。）の区分に当たっては、停電時、災害時、事故時に専ら用いられる施設であって、別紙例示したものを参考にすること。
- 2～7 内容省略

第2 試験・研究用施設等の取扱いについて

内容省略

別紙

以下に示すガスタービン、ディーゼル機関

(1) 洪水防御のために設けられる次の施設に専ら用いられるもの

- ① 水門
- ② 樋門
- ③ 樋管
- ④ 閘門
- ⑤ 排水機場
- ⑥ 排水機場、ダム及び堰の予備発電施設及び予備動力施設
- ⑦ 水災防御用の無線施設等の予備発電施設

(2) 次の非常用道路設備

- ① 災害時等においてトンネル内の換気、照明を行うための発電施設に用いられるもの

- ② 災害時等においてトンネル、掘割、アンダーパス等における排水施設及び排水を行うための発電施設に用いられるもの
- ③ 災害時等においてインターチェンジにおける道路管理を行うための発電施設に用いられるもの

(3) 次の非常用の建築設備

- ① 専ら予備電源として用いられることが、建築基準法第6条第3項により確認され、又は同法第18条第3項により通知されたもの
- ② 専ら建築基準法施行令第5章第3節に定める排煙設備として用いられるもの
- ③ その他非常用の建築設備として、災害時、事故時、停電時のみに用いられることが確実なもの

(4) 下水道施設であって災害防止のために専ら用いられるもの及び予備発電施設に用いられるもの

(5) 次の非常用施設

- ① 河川、農業用排水路等に設置される排水機場で用いられるものであって常用発電の用に供さないもの
- ② 農業用排水機場に設置される常用発電に供さないもので連続干天により農作物被害が発生する恐れのある場合に専ら用いられるもの
- ③ ダム、頭首工、水門等のゲート開閉のための予備動力設備又は予備電源装置として専ら用いられるもの
- ④ 供給予備力の急激な低下等が生じ、系統不安定をもたらす場合及び送電系統事故の場合に専ら用いられる電気事業者の施設
- ⑤ 電気事業者が送電系統の不安定に起因して発生する停電事故等を防止するために要請する使用電力削減に対して専ら用いられる需要者の施設
- ⑥ 砂糖キビの製糖工場において自家用発電施設の事故時に専ら用いられるバックアップ施設として併設している自家用発電施設であって通常時は停止しているもの
- ⑦ 電気事業法施行規則別表第2に定める非常用予備発電装置に専ら用いられるもの
- ⑧ 消防法令及び石油コンビナート等災害防止法令に基づく非常用電源又は非常用動力として専ら用いられるもの
- ⑨ 電気通信事業法に基づき設置している自家用発電機等電気通信事業において使用される非常用発電装置、放送事業等において使用される非常用発電装置に専ら用いられるもの